



# 香川の 土地改良

発行所

香川県土地改良事業団体連合会

高松市番町 2 丁目 4 番 27-301 号

TEL (087) 822-0303

FAX (087) 851-1787

<http://www.midorinet-kagawa.or.jp/>



遊休農地に咲く秋桜（高松市東植田町）

## 目 次

1. 道一筋に 秋の叙勲 .....2
2. 低コスト型農業集落排水施設更新支援事業について .....3
3. 賦課金・会計システムで事務の省力化を！ .....4～5
4. 換地処分及び施設用地登記について .....6
5. 土地改良区だより 三豊郡国市池土地改良区 .....7
6. お知らせ／会と催し .....8

## 道一筋に 秋の叙勲

11 月 3 日、2012 年秋の叙勲受章者が発表された。県関係では県内在住者 57 名と県外在住者 3 名の計 60 名が受章された。

このうち土地改良事業功勞として、旭日単光章を坂出市川津町土地改良区理事長の篠原静夫氏（83 歳）が受章された。そのほか、地方自治功勞として旭日双光章に三豊市財田町土地改良区理事長の近藤 貢氏（70 歳）、更に、消防功勞として高松市林地区土地改良区理事長の峯 一彦氏（76 歳）が瑞宝単光章を受章された。

旭日単光章

坂出市川津町土地改良区  
理事長 篠原 静夫氏

旭日単光章

(前) 香川町浅野土地改良区  
理事長 高橋 信一氏

旭日双光章

三豊市財田町土地改良区  
理事長 近藤 貢氏

瑞宝単光章

高松市林地区土地改良区  
理事長 峯 一彦氏

坂出市川津町土地改良区理事長の篠原静夫氏は、昭和 59 年に土地改良区の理事に、平成 11 年 2 月に理事長に就任し、28 年の永きにわたり土地改良区の発展と円滑な運営に努めるとともに、四国横断自動車道の建設に伴う地域対策のとりまとめをはじめ、かんがい排水施設、ため池の整備や維持管理等に取り組むなど土地改良事業の推進に多大に寄与され、地域農業の発展に大きく貢献された。

三豊市財田町土地改良区理事長の近藤 貢氏は、平成 15 年から三豊市発足の平成 17 年 12 月まで旧三豊郡財田町長として住民福祉の向上などに貢献されるとともに、時を同じくして土地改良区理事長に就任し、地域農業の発展に尽力されている。

高松市林地区土地改良区理事長の峯 一彦氏は、高松市消防団分団長として地域の消防活動に尽力される一方、平成 14 年 9 月に土地改良区理事長に就任し、土地改良区の発展と円滑な運営に努められた。

また、8 月 1 日付けで（前）香川町浅野土地改良区理事長の高橋信一氏（88 歳）が高齢者叙勲として、土地改良事業推進の功績が称えられ旭日単光章を受章された。

ここに土地改良区の発展と土地改良事業の推進にご尽力いただいた方々のご努力に敬意を表し、今後とも益々お元気でご活躍されることをご期待申し上げます。



## 低コスト型農業集落排水施設更新支援事業について

県下の農業集落排水施設は、これまでに 7 市 4 町において 38 地区、40 処理区の整備を実施しています。最初に整備した汚水処理施設は完成後四半世紀が経過するなど、多くの汚水処理施設については老朽化の進行が見受けられます。これらの処理施設のうち、第 5 次瀬戸内海環境保全特別措置法の制定以前に整備された高度処理に対応していない施設が、今後、更新時期を迎えることから、本事業を活用して処理施設の更新時の対策工法や費用を整理し、計画的かつ効率的に機能強化を図る必要があります。

このため、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するとともに、更新や維持管理に要する経費を平準化するストックマネジメント手法の導入など、施設の将来計画についても、市町単位の広域的な観点で策定する必要があることから、平成 21 年度に「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業」が創設されました。

この支援事業は、既存施設の機能低下等の的確な状況把握（施設機能診断）に基づき、市町単位でのマスタープラン（最適整備構想）の策定を支援する事業制度であります。是非、供用開始後 10 年を経過する施設がある市町は、本事業制度（全額国費による定額補助）を活用し、計画的な施設の診断・補修をお勧めします。なお、制度の不明点や質問などにつきましては本会にご相談下さい。

### 事 業 内 容

- マスタープラン(最適整備構想)の策定と、構想策定に必要な機能診断調査
- 整備又は改築に必要な調査及び計画の策定
- 汚水処理施設、資源循環施設及びこれらに付帯する施設の整備又は改築

#### ソフト支援

##### ◆ストックマネジメントの取組みへの支援

農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査、及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法を定めた構想計画（「最適整備構想」）の策定を支援

##### ○主な事業要件

- ・ 当該市町内の施設であること
- ・ 1 市町 1 処理区でも実施可能

##### ○補助率

- ・ 定額（機能診断調査：1 処理区当たり上限 200 万円）  
（最適整備構想：1 市町当たり 上限 500 万円）

##### ◆調査設計への支援

整備又は改築事業の実施前における調査設計、事業計画（概要）の策定を支援

##### ○主な事業要件

- ・ 整備にあつては計画の概要を定める程度の精度を有する書類を作成する業務であること
- ・ 改築にあつては更新又は改築の要否、工法等についての調査診断に関する業務であること

##### ○補助率

- ・ 50%

#### ハード支援

##### ◆施設の整備又は改善への支援

汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに付帯する施設の整備又は改築を支援

##### ○主な事業要件

##### 【新設】農業集落排水資源循環統合補助事業

- ・ 農業振興地域内にあつて受益戸数 20 戸以上
- ・ 末端受益戸数は 2 戸以上

##### 【改築】農業集落排水資源循環統合補助事業（機能強化対策）

- ・ 改築に要する費用の額が 200 万円以上であつて、原則として供用開始後 7 年以上経過していること

##### ○補助率

- ・ 内地・離島 50%

# 賦課金・会計システムで事務の省力化を!!!

「水土里ネット賦課金・会計システム」は、土地改良区における賦課金業務と会計事務を連携させて効率的に処理するシステムです。

## 賦課金システム

登録された組合員情報と土地(農地)情報から、賦課金計算～通知書の発行～収納管理(徴収)までトータルにサポートします。

### ◆組合員・土地の管理

- ・組合員・土地情報の入力で、「組合員名簿」、「土地原簿」、「名寄台帳」、「賦課金通知書」を**自動作成**します。
- ・相続、農地転用など、組合員や土地の**変更が容易**にできます。
- ・「組合員名簿」、「土地情報」は、農地の流動化や人・農地プランの基礎資料に利用できます。

### ◆賦課金の計算・通知書発行

- ・賦課単価の入力で賦課金の計算、「賦課金通知書」等の印刷ができます。(口座振替にも対応可能)

### ◆収納管理

- ・通知書の**バーコード**で収納情報を読取ることにより、「賦課金台帳」、「未収一覧」等を作成します。

**組合員情報の入力**

組合員番号: 01 01 001  
氏名: 香川 太郎  
フリガナ: かがり ちろう  
生年月日: 昭和 11 年 01 月 01 日  
役職等: 理事長

郵便番号: 761-8078  
住所: 高松市仏生山町甲××番地  
電話番号: - - -

地区(納税組合): (△△池水利組合)  
選挙区: 第1選挙区

納入方法:  
 全期前納する  
 口座振替をやる  
 普通  
 当座  
 口座番号: 99999999  
 口座名義: 香川 太郎  
 フリガナ: かがり ちろう

**賦課金の明細**

区分	科目名	用途	賦課単価	賦課面積	賦課金額
經常	經常賦課金	田	447	1,000	447
經常	經常賦課金	畑	225	500	112
賦課金合計					559

**平成24年 一般賦課金領収済通知書**

賦課金額 559 円

平成 年 月 日 香川中部土地改良区 会計係 香川 太郎

**平成24年 一般賦課金通知書**

賦課金の明細

区分	科目名	用途	賦課単価	賦課金額
經常	經常賦課金	田	447	447
經常	經常賦課金	畑	225	112
賦課金合計 559				

納入期日: 平成24年6月1日 発行 平成24年6月30日 納入期日

組合員情報、土地情報を入力し、賦課金通知書を作成

会計システム

◆ 予算管理・日常の会計処理

- ・日々の収入・支出伺の起票により、予算の執行状況が**随時確認**できます。(特別会計の処理も可能です)
- ・賦課金システムの**収納データ**より、収入伺の起票ができます。

◆ 帳簿印刷

- ・日々の収入・支出伺の起票により、「収入・支出整理簿」、「金銭出納簿」、「決算書」を**自動作成**します。

支出伺・支出命令書

会計種別: 一般会計 伝票番号: 010017 発番

※追加時で自動発番は会計を選択してから発番ボタンをクリックしてください。  
 ※入力済みを表示する時は、伝票番号欄で番号を入力するかバーコードを読みませます。

伝票区分: 支出票 14/48

日付  
 起票日: 平成 24年07月31日 決裁日: 平成 24年07月31日  
 支出日: 平成 24年07月31日  決裁済み 即日決裁

会計科目  
 款項目: 010104:事務費-事務費-需用費  
 010105:事務費-事務費-役員費  
 010106:事務費-事務費-交際費  
 010107:事務費-事務費-雑費  
 010201:事務費-会議費-総代会費  
 010202:事務費-会議費-役員会費

出納区分: 一般 金額: 6,500 円  
 予算残高: 113,500 円  
 出納残高: 1,263,969 円

摘要: 4月~6月分コピー使用料

債主  
 分類: 納税組合 組合員  
 債主: ○○株式会社 リストから選択するか、直接入力します  
 住所: 高松市××町×丁目×番××号

印刷保護中 追加 削除 更新 閉じる

支出命令書

支出番号 010017

平成 24 年 7 月 31 日 決裁

理事長 会計理事 事務局長 担当

下記のとおり支出して下さい。

平成24年度	区分	款
	一般会計	01 事務費
		項
		01 事務費
		目
		04 需用費

支出伺

¥6,500

ただし 4月~6月分コピー使用料

債主 住所 高松市××町×丁目×番××号  
 氏名 ○○株式会社

上記のとおり支出して下さい。

平成 24 年 7 月 31 日

一般会計 収支決算書 頁 1

平成24年度 支出の部

款項目	予算額	決算額	増減	支出割合
01 事務費	1,615,000	1,453,025	-161,975	89.97
01 事務費	1,445,000	1,286,025	-158,975	89.00
01 報酬	300,000	250,000	-50,000	83.33
02 給料	900,000	896,000	-4,000	99.56
03 旅費				
04 需用費				
05 役員費				
06 交際費				
07 雑費				
02 会議費				
01 総代会費				
02 役員会費				
02 維持管理費				
01 維持管理費				
01 賃金				
02 需用費				
03 事業費	920,000	920,000	0	100.00

会計 01 一般会計  
 款 01 事務費  
 項 01 事務費  
 目 10104 需用費

平成24年度 支出整理簿 平成24年4月1日~平成25年5月31日

年月日	伝票No.	収支先	予算額	支出額	累計	予算残高	摘要
		**当初予算**	120,000	0	120,000		
平成24年07月31日	010017	○○株式会社		6,500	6,500	113,500	4月~6月分コピー使用料
		**月計**		6,500	6,500	113,500	
平成24年10月30日	010018	○○株式会社		4,300	10,800	109,200	7月~9月分コピー使用料
		**月計**		4,300	10,800	109,200	
平成25年01月14日	010019	○○株式会社		3,800	14,600	105,400	10月~12月分コピー使用料
		**月計**		3,800	14,600	105,400	
平成25年04月13日	010020	○○株式会社		23,400	38,000	82,000	1月~3月分コピー使用料

収入伺・支出伺の作成により  
各帳簿を印刷

現在、県内の 107 土地改良区のうち 36 土地改良区で使用されており、事務の省力化につながっています

問合せ先 : 香川県土地改良事業団体連合会まで TEL:087-822-0303 FAX:087-854-1787

## 換地処分及び施設用地登記について

本会では、ほ場整備事業に伴う換地処分業務のみならず、農道や水路等の土地改良施設の用地取得に伴う登記業務についても支援を行っています。

施設用地に係る登記の現状として、分筆登記は完了しているにもかかわらず、所有権移転登記が未了のため、将来、相続等に係る権利紛争が生じる可能性のある土地が多く見受けられます。

これらを解消するため、一筆の土地の一部を分割するための分筆登記、その土地を元の地権者から市町又は土地改良区等の名義にするための所有権移転登記、また、これらの登記を行うために土地表示変更及び名義人表示変更（登記と現状が異なっている場合）、地上権や賃借権などの地役権の変更、さらに地権者が亡くなっている場合にあっては、相続の手続が必要になります。

換地登記課では、登記に関する専門技術者が在籍しており、分筆及び相続等登記申請書の作成業務を受託しています。但し、受託地区は土地改良事業として認可のあった地区となります。

登記事務受託料につきましては、次の表のとおりであります。詳細については水土里ネット香川換地登記課までお問い合わせください。

区 分		単 位	基 準	備 考	
換地処分	確 定 測 量	10 a	国の定める基準により積算した額	積算対象面積は地区面積とする。 (確定図を含む)	
	換 地 計 画	10 a			
	換 地 計 画 変 更 並 び に 本 登 記	10 a			
施設用地登記	分 筆 登 記	1 筆	10,200円	土地各筆調書、所有者の氏名、土地改良事業該当地証明書、土地所在図、地積測量図1/250または1/500、隣接地所有者の承諾書、印鑑証明書は委託者より提出するものとする。	
	所 有 権 移 転 登 記	1 件 1 筆	5,800円（1筆増すごとに580円を加える。）	売買契約書（ない場合は、契約の内容を記載した書面）、所有権移転登記承諾書、印鑑証明書は委託者より提出するものとする。	
	地 役 権 地 図	1 枚	10,200円	地役権が存続する場合、その部分を図示した図面	
	代 位 登 記	土地表示変更、更生	1 件 1 筆	7,400円（1筆増すごとに580円を加える。）	土地各筆調書、所有者の氏名、土地改良事業該当地証明書、土地所在図、地積測量図1/250または1/500、隣接地所有者の承諾書、印鑑証明書は委託者より提出するものとする。
		名義人表示変更、更生	1 件 1 筆	5,800円（1筆増すごとに580円を加える。）	
		家 督 相 続	1 件 1 筆	7,400円（1筆増すごとに580円を加える。）	特別受益証明書（民法第903条）、遺産分割協議書は委託者より提出するものとする
		遺 産 相 続	1 件 1 筆	13,100円（1筆増すごとに580円を加える。）	
相 続（新 法）	1 件 1 筆	13,100円（1筆増すごとに580円を加える。）			

注）受託料の基準は上記のとおりとする。ただし、消費税は別途加算する。

## ～土地改良区だより～

### 三豊郡国市池土地改良区（三豊市）

三豊郡国市池土地改良区は、昭和 24 年の土地改良法の制定を受け、昭和 27 年 6 月 18 日に設立された。

当土地改良区の前身は、昭和 8 年 3 月に設立された三豊郡国市池耕地整理組合である。所管区域は、三豊市の北部に位置し、東は高瀬川、北は汐木山までの高瀬、下高瀬、吉津の 3 地域に跨る農地 209ha である。地域の農産物は、水稻をはじめ、温暖な気候を活かしてレタス、玉葱、ブロッコリーなどの野菜栽培が活発に展開され、近年、とりわけブロッコリーの栽培面積の増加が顕著となっている。

また、管内のうち、下高瀬・吉津地域においては、農業生産の基礎である農地や農業用排水路が県営ほ場整備事業や農業構造改善事業等で概ね整備され、用水路はパイプライン化されており、農業用水の円滑な配水を目指し、幹線水路の適切な維持管理はもとより、パイプライン化のメリットを生かした効率的な配水管理が行われている。なお、厳しい農業情勢ではあるが、芳地理事長をはじめ、土地改良区の役員が一丸となり、農業水利施設の保全管理など、地域農業の振興のために積極的に取り組んでいる。

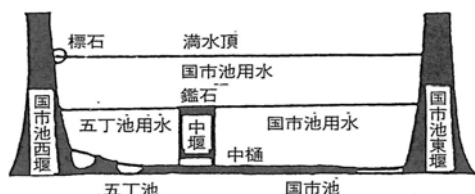


左側が国市池、右側が五丁池



芳地正一理事長

五丁池国市池断面図



#### 【国市池】

国市池は、慶長二年(1597年)、池敷の東半分(池敷比五分五厘)を丸亀藩主生駒氏が創築し、西半分(池敷比四分五厘)は寛文八年(1668年)京極氏が増築した。この増築に合わせ、堤防の嵩上げを行ったため、池敷となった五丁池、坊主池、上池、下池、盆之池は水没した。しかし、五丁池の東堤は国市池の中堤として残り、満水すれば上水は国市池の用水、減水すれば五丁池の用水となる「池の上に池」という特異な慣行を持つ池となり、現在でも「五丁池」としてため池台帳に記載されている。

この結果、満濃池は別格として、讃岐の国の一番を誇る大池「国一池」は生まれ、明治初期まで約 200 年にわたって、その名称が使われた。

また、「五丁池」は、かんがい面積に対し池敷面積が大きく、「池も五町、田も五町」と言われ、池名もここに由来する。

昭和 56 年に実施された五丁池・国市池総合整備事業により、国市池は、かんがい用に加え、隣接する高校や中学校のカヌー一部の練習場、ジョギングや散歩等の親水空間として活用されている。さらに、冬季には多くの野鳥が飛来し、バードウォッチングなどの格好の場として愛好家の話題にもなっている。なお、平成 21 年度には全国の 21 万箇所あるため池の中から「ため池百選」に選定された。

#### 土地改良区の概要

所在地	三豊市三野町下高瀬 436
設立年月日等	昭和 27 年 6 月 18 日 香川県第 69 号
関係市町	三豊市
管内農地面積	209 ha (田 209ha、畑-ha)
組合員数	695 人 (総代 33 人)
役員数	理事 10 人、監事 3 人

## お知らせ

## 総合的な環境配慮技術講習会

生態系や景観配慮技術を統合し、農業農村整備における環境配慮対策及び地域における環境保全活動の質を高め、地域の主体性を醸成していくための技術解説を行います。

日 時：平成 24 年 11 月 27 日（火） 9：30～17：30

場 所：高松市番町 2 丁目 4 番 2 7 号 香川用水記念会館 5 階 会議室

## 平成 24 年度換地計画実務研修会

換地事務に従事する換地技術者等を対象とした、換地計画作成に係る諸法令、換地理論及び作成実務の研修により換地技術の向上を図ります。

日 時：平成 24 年 11 月 29 日（木）～30 日（金） 場 所：綾川町役場綾上支所

日 時：平成 24 年 12 月 6 日（木）～7 日（金） 場 所：さぬき市役所

## 人事異動

【中国四国農政局香川用水土器川沿岸農業水利事業所】

(11 月 1 日付)

新	旧	氏 名
四国土地改良調査管理事務所付け	香川用水土器川沿岸農業水利事業所長	原 田 稔
香川用水土器川沿岸農業水利事業所長	東海農政局西濃用水二期農業水利事業所長	本 間 新 哉

## 会 と 催 し

開催月日	会 の 名 称	開催場所
10 月 16 日 18 日	三豊地区土地改良協議会会員研修	福 島 県
18 日	綾川町地域農業再生協議会担い手部会	綾 川 町
19 日	三豊市担い手育成総合支援協議会幹事会及び臨時総会	三 豊 市
〃	ジャパクラウドコンソーシアム（JCC）農業クラウドWG意見交換会	高 松 市
22 日	香川県農業会議常任会議員会議	高 松 市
25 日	土地改良施設の整備補修事例検討会	高 知 県
26 日	丸亀市土地改良区役員研修	広 島 県
30 日	高松市管内土地改良区統合整備に関する意見交換会	高 松 市
11 月 1 日	平成 24 年度中国四国土地改良事業団体連合会事務部会	岡 山 県
8 日	農道保全対策の手引き（案）説明会	高 松 市
9 日	香川用水土器川沿岸地区地域用水環境対策協議会視察研修	島 根 県